

令和元年7月1日

## 個人情報の秘密保持に関する覚書の締結について

筑波大学附属病院は、医療渡航支援企業、身元保証機関（登録医療コーディネーター等）として4社の企業を指定しており、それら、4社との間で、下記のとおり、「個人情報の秘密保持」に関して覚書を取り交わして、渡航受診者（外国人患者さん）が安心・安全に受診できる環境を整備しております。

【甲】は筑波大学附属病院 【乙】は医療渡航支援企業、身元保証機関4社

（個人情報の秘密保持）

第1条 甲および乙は、原契約書の履行（以下「本業務」という）に関して知り得た個人情報（氏名、生年月日その他の記述または個人別に付された番号、記号その他の符号、画像もしくは音声により当該個人を識別できるもので、当該情報のみで識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む）を、原契約の有効期間中のみならず、原契約解除後も、一切第三者に開示または漏えいし、また本業務以外のいかなる目的にも使用してはならない。ただし、以下のいずれかに該当する場合は、その限りではない。

- （1） 本人の同意がある場合
- （2） 法令に基づき提供を求められた場合
- （3） 人命・身体または財産等の保護のため緊急を要し、本人の同意を得ることが困難である場合

（個人情報の開示等）

第2条 甲および乙は、本人から収集した個人情報の開示、訂正、削除等の請求があった場合には、政令で定める方法により遅滞なく対応しなければならない。

（秘密保持）

第3条 甲および乙は、個人情報を秘密に保持し、第6条に規定する再委託先が本業務に必要な最小限度において個人情報を取り扱う場合を除き、第三者に開示または提供してはならない。

- 2 甲および乙は、本業務に従事する従業員以外の者に、個人情報を取り扱わせてはならない。
- 3 甲および乙は、本業務に従事する従業員のうち個人情報を取り扱う従業員に対して、

その在職中およびその退職後においても、個人情報を秘密に保持するよう義務づけるものとする。

(個人情報の管理)

第4条 甲および乙は、個人情報を取り扱うにあたり、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、漏えい等のリスクに対して、合理的な安全対策を講じなければならない。

(廃棄)

第5条 甲および乙は、個人情報が含まれる全ての物品等を廃棄するときは、個人情報が判別できないように必要な処置を施した上で廃棄しなければならない。

(事故)

第6条 甲または乙において、個人情報に対する不正アクセスまたは個人情報の紛失、破壊、漏えい等の事故が発生したときは、当該事故の発生原因の如何にかかわらず、直ちにその旨を一方当事者に報告し、その指示に従って直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後、直ちに当該事故および応急措置の報告ならびに事故再発防止策を書面により一方当事者に掲示しなければならない。

(求償権)

第7条 前条の事故が甲または乙の本覚書の違反に起因する場合において、一方当事者が情報主体またはその顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、一方当事者は違反した当事者に対して、その解決のために要した費用を合理的な範囲で求償することができる。なお、当該求償権の行使は、当事者に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。

(有効期間)

第8条 本覚書は締結日に発効し原契約の終了時まで有効とする。ただし、第3条および第7条の規定は、原契約終了後も有効に存続する。

(原契約書の適用)

第9条 本覚書に定めのない事項については、原契約の定めに従うものとする。